

国自安第63号の2
国自旅第153号の2
国自整第121号の2
令和4年8月1日

公益社団法人日本バス協会会長 殿

国土交通省
自動車局安全政策課長

自動車局旅客課長

自動車局整備課長

「高速乗合バスの管理の受委託について」の細部取扱いについて
の一部改正について

「高速乗合バスの管理の受委託について」の細部取扱いについて（平成24年11月30日付け国自安第102号、国自旅第322号、国自整第147号）」の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、各地方運輸局自動車交通部長、関東・近畿運輸局自動車監査指導部長、各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達したので、貴協会においてもその趣旨を了知されるとともに、傘下会員に対し周知徹底を図られたい。